

【調査の概要】

1 調査の目的

東京都内に居住する身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者*の生活実態を把握することにより、東京都における障害者施策の充実のための基礎資料を得ることを目的とする。(東京都福祉保健基礎調査は毎年テーマを変えて実施している。「障害者の生活実態」は昭和48年度から行っており、今回で6回目。)

*難病患者：平成24年6月に「障害者総合支援法」が成立し、平成25年4月から障害者の範囲に難病等が加わったことに伴い、本調査においても、対象として新たに難病患者を加えた。対象は障害者総合支援法における難病等の範囲のうち、現段階で、東京都においてデータ情報を保有している医療費等助成制度の対象である70疾患と、東京都が単独で難病医療費助成を行っている9疾病とした。

2 実施の概要

(1) 調査基準日

平成25年10月16日

(調査期間 平成25年10月16日～同年11月15日)

(2) 調査対象者

18歳以上の身体障害者4,000人、知的障害者1,200人、精神障害者800人、及び難病患者1,200人(計7,200人)

(3) 調査方法

調査員が調査対象者を訪問し、面接聞き取りの上、調査票を作成する面接聞き取り調査により実施した。本人回答を原則とするが、困難な場合は、家族等が代理回答するものとした。

調査対象者の希望があった場合には、点字・音声コード付・拡大大文字調査票により調査を行い、また、手話通訳・要約筆記の派遣も行うよう努めた。

(4) 集計の対象

①身体障害者

調査の客体4,000人のうち、回答を得られた2,659人(回収率66.5%)

②知的障害者

調査の客体1,200人のうち、回答を得られた810人(回収率67.5%)

③精神障害者

調査の客体800人のうち、回答を得られた537人(回収率67.1%)

④難病患者

調査の客体1,200人のうち、回答を得られた1,034人(回収率86.2%)

3 調査結果の概要

別紙のとおり

4 根拠

東京都統計調査条例(昭和32年東京都条例第15号)第2条第3項に基づく都指定統計調査